別表２（第４条及び第５条関係）

公衆浴場施設等整備事業補助対象基準額等

１　補助基準額	補助金の算定の基礎となる補助基準額は、株式会社日本政策金融公庫からの借入資金の額（公衆浴場に係る土地の先行取得のための資金を除く。以下「借入資金」という。）とし、１公衆浴場当たり以下のとおりとする。 (1)　対象となる借入資金の限度額は 5,000 万円とし、借入資金が１件当たり 300 万円未満は対象としない。 (2)　補助対象経費の中に、公衆浴場衛生設備改善等事業補助金により整備する設備がある場合には、(1)に規定する借入資金の額と、当該借入れに係る貸付対象額から衛生設備改善事業の補助対象とした設備資金（補助対象基本額を限度とする。）の額を控除した額とのいずれか低い額を借入資金とする。
２　補助金算定式	補助金額 ＝ 株式会社日本政策金融公庫借入資金額に係る 60 月分の借入利子相当額 × $\frac{\text{借入資金額}}{\text{株式会社日本政策金融公庫借入資金額}}$ × $\frac{\text{借入資金に係る約定利率に２分の１を乗じて得た率}}{\text{約定利率}}$ 備考 上記の式中の用語の意味は、次のとおりとする。 １　「株式会社日本政策金融公庫借入資金額に係る 60 月分の借入利子相当額」とは、資金を借り入れた日（１契約に係る資金を２回以上に分けて借り入れた場合は、最終借入日）から 60 月間の借入利子相当額とする。 ２　「借入資金額」とは、１の補助基準額に定めるところにより算定した額とする。 ３　「株式会社日本政策金融公庫借入資金額」とは、株式会社日本政策金融公庫が定める約定借入額とする。 ４　「約定利率」とは、株式会社日本政策金融公庫との契約に基づく利子の支払利率とする。 ５　借入資金に係る約定利率に２分の１を乗じて得た率が３％を超える場合は、３％とする。